

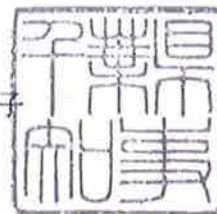
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都昭島市拝島町三丁目7番20号リバーサイド山崎201号

氏 名 有限会社 貴藤
代表取締役 加藤 貴一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項
第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 堂 本 曉 子



許可の年月日 平成18年 8 月 3 日

許可の有効期限 平成23年 8 月 2 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻、イ 汚泥、ウ 廃油、エ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、オ 紙くず、カ 木くず、キ 繊維くず、ク 動植物性残渣、ケ 金属くず（自動車等破砕物を除く）、コ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、サ 鋳さい、シ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、ス ばいじん
（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成13年 8 月 3 日	新規許可
平成18年 8 月 3 日	更新許可
平成20年11月 6 日	変更許可（7品目の追加）

4. 許可の申請がされた日における規則第9条の2第3項に掲げる基準への適合性

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

※ 営業の範囲は、千葉市、船橋市及び柏市を除く千葉県の区域とする。

以下余白